

# お知らせ

証明書等交付申請時の  
本人確認にご協力ください

4月2日(月)から市民課・保険年金課・高齢福祉課関係の各種証明書など、税関係の各種証明書および閲覧の請求に際し、運転免許証・保険証などで申請される方の本人確認をさせていただいています。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

## 主に対象となる証明書など

- ①住民票の写し
- ②戸籍謄抄本
- ③原票記載事項証明書
- ④印鑑登録証明書 他
- ⑤固定資産評価および課税に関する証明書
- ⑥固定資産課税台帳の閲覧
- ⑦所得・課税証明書
- ⑧各種納税証明書 他
- ⑨国民健康保険被保険者証交付・再交付
- ⑩介護保険被保険者証交付・再交付
- ⑪介護保険料納付証明書

## 問い合わせ先

- ①～④ 佐織庁舎 市民課  
☎ 25-11111
- ⑤⑥⑧ 市役所 資産税課  
☎ 26-81111
- ⑦⑧ 市役所 市民税課  
☎ 26-81111

⑨ 佐織庁舎 保険年金課  
☎ 25-11111

⑩⑪ 佐織庁舎 高齢福祉課  
☎ 25-11111

国民健康保険加入の「標準負担額減額認定証をお持ちの70歳未満の方も」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請を

4月1日から、70歳未満の方は入院時の窓口での支払いが、「自己負担限度額」までになります。

入院が決まったら、必ず入院前に「限度額適用認定申請書」などを国民健康保険担当窓口へ提出していただき、「限度額適用認定証」などの交付を受けてください。

すでに「標準負担額減額認定証」をお持ちの方も「限度額適用・標準負担額減額認定証」への交換が必要な旨の通知が厚生労働省からありましたので3月号広報で交換が不要のお知らせをしましたが、改めて申請し交換していただきますようお願いいたします。

なお、国民健康保険税が滞納となっている世帯については、従前のとおり医療機関窓口で3割(3歳未満は2割)を支払い、後で領収書を持参の上、国民健康保険担当窓口へ申請となります。

詳しくは、4月に送付する納付書に同封されるパンフレットをご覧ください。

## 問い合わせ先

- 佐織庁舎 保険年金課 ☎ 25-11111  
市役所 地域福祉課 ☎ 26-81111  
立田庁舎 地域福祉課 ☎ 28-7278  
八開庁舎 地域福祉課 ☎ 37-0231

介護保険料の  
仮徴収について

65歳以上の方の介護保険料は、所得段階別に算定されるため、平成19年度の保険料額は前年度の所得が確定する6月以降でなければ決まりません。このため前年度から継続して保険料が賦課されている方について、仮徴収(暫定賦課)を行います。

## 特別徴収(年金から天引き)の方

2月に特別徴収された介護保険料と同額が、4・6・8月の年金から天引きされます。

●納入通知書による4月の通知はありません(昨年8月の納入通知書に記載されています)。6月以降の保険料に変更がある場合は別途通知します。※年金受給額が年額18万円未満の方や老齢福祉年金を受給の方は特別徴収の対象となりません。

## 普通徴収(納付書、口座振替による納付)の方

前年度の介護保険料段階を基に今年度の保険料で、第1期(4月)・第2期(6月)を仮徴収します。

●納入通知書(納付書)は、4月中旬に送付しますのでご確認の上、納付をお願いします。

## 特別徴収の開始について

普通徴収から特別徴収への切り替えは今年度10月のみでしたが、介護保険制度の改正に伴い、平成19年度から特別徴収に切り替わる回数を年4回(4・6・8・10月)に増やし、特別徴収開始までの期間を短縮します。

平成18年4月以降、65歳になられた方や転入された方で、  
●平成18年4月から9月までに年金を受給された方などは、4月から特別徴収が開始されます。

●平成18年10月以降、新たに年金を受給された方などは、その年金受給月の6か月後以降に開始されます。  
特別徴収に切り替わる時期は、該当した時期により異なります。特別徴収が開始される方へ通知書を送りしてお知らせします。

## 平成19年度介護保険料(年額)の決定について

8月中旬に、決定した年間保険料額と、仮徴収賦課分を差し引いた残額を以降の納期に振り分けて、納入通知書を送付します。

## 問い合わせ先

- 佐織庁舎 高齢福祉課 ☎ 25-11111